

渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針 変更の概要

指針変更の目的

東京都景観条例に定められている開発諸制度を利用した大規模建築物等の事前協議制度について、渋谷駅周辺では、地域の個性を生かした景観誘導を行う区域として、「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針」を作成し、平成23年に東京都の認定を受け、質の高い個性ある景観づくりを進めてきた。

■特定区域景観形成指針の区域内では複数の大規模開発が進む中、景観に対する関心の高まりや渋谷駅中心地区での賑わいの創出など、渋谷の景観を取り巻く状況が大きく変化。

■東京都景観計画 大規模建築物等景観形成指針の変更。

- 「夜間照明」の項目追加
 - ・建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。
- ただし、地域のGL等で定めがある場合やイベント時は、この限りではないetc.
- 「屋外広告物等」の項目内の基準追加
 - ・壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合は、この限りでないetc.

引き続き、地域の個性を生かした景観形成の誘導や、昼夜問わず賑わいや活気を演出するまちとしての更なる都市の魅力向上、屋外広告物を活用した持続的なまちづくり活動の推進を図る必要がある。

- 渋谷らしい「夜間景観」のあり方
 - 渋谷らしい「屋外広告物」のあり方
- ⇒指針に追記・変更

主な指針変更内容 ※赤字部分：追加・変更

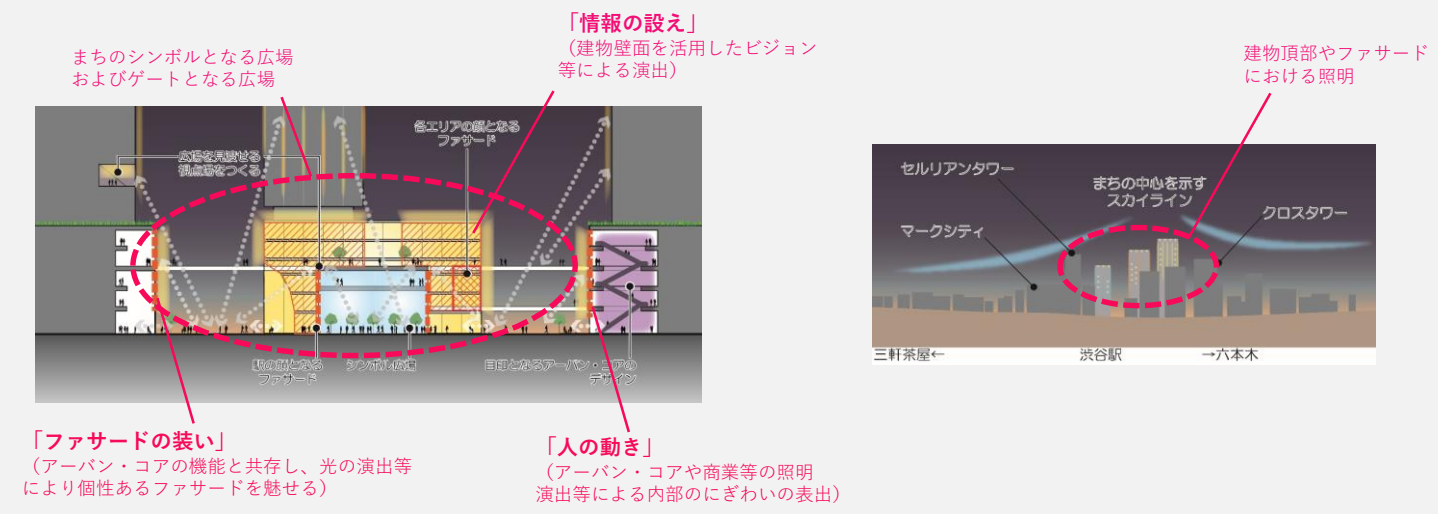
■「夜間照明等」の項目追加

活力と品格ある景観を形成するため、以下の考え方にに基づき誘導する。

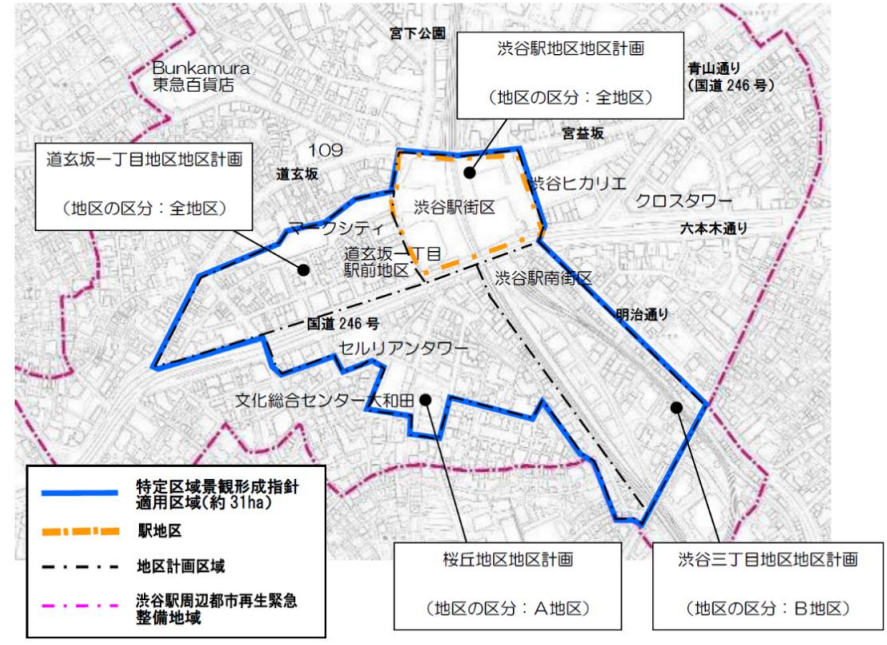
- <考え方>
- 1) まちのシンボルとなる広場およびゲートとなる広場に面する建物は、各街区に応じた象徴的なアーバン・コアなどにおける「人の動き」、時事に応じた多様な色、形態の光を用いるなど「ファサードの装い」、広告物やビジョン等による「情報の設え」に焦点をあてた照明計画によって、アクティビティが感じられるよう配慮する。
 - 2) 駅街区を頂点とし、群としての象徴性を備えたスカイラインを意識させるような照明計画とする。
 - 3) 照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度（水平面・鉛直面）、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。
 - 4) 地区計画により、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた夜間照明に関する基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合については、これを尊重する。
 - 5) 「渋谷駅中心地区デザイン会議」において、まちの特性、周辺からの見え方、建築物等の形態・意匠等を総合的に勘案し、協議・調整を行う。

◆「人の動き」「ファサードの装い」「情報の設え」に焦点をあてた照明計画のイメージ

◆群としての象徴性を備えたスカイラインを意識させるような照明計画のイメージ



指針の区域（変更なし）



■「屋外広告物等」の項目に追加・変更

活力と品格ある景観を形成するため、屋外広告物については東京都大規模建築物等景観形成指針の図表3-3大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準への適合を標準とし、以下の考え方にに基づき誘導する。

- <考え方>
- 1) 屋外広告物は、自家用を含め、規模、位置、色彩等のデザインなどがまちの特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
 - 2) 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。
 - 3) 地域の活性化は、過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
 - 4) 広告物やビジョン等は、街並みの個性や魅力を高め、情報発信やにぎわいを形成する効果があることから、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
 - 5) 地区計画により、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた屋外広告物に関する基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合については、これを尊重する。
 - 6) 「渋谷駅中心地区デザイン会議」において、まちの特性、周辺からの見え方、建築物等の形態・意匠等を総合的に勘案し、協議・調整を行う。

広告物やビジョン等が、まちのにぎわい形成や良好な景観形成に寄与し、かつ防災等の情報発信やまちの良好なマネジメント等の実現に資するものとして「渋谷駅中心地区デザイン会議」において協議・調整を行い、認められた場合は、大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準によらないことができる。

※ビジョンとは、建築物の壁面等に設置される大型映像装置。